

平成31・32年度

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書作成の手引き

測量・建設コンサルタント等

京都府相楽郡笠置町



は じ め に

笠置町が発注する測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）入札及び競争見積による随意契約に参加するには、指名競争入札参加資格審査を受けなければなりません。

測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分留意のうえ、申請して下さい。

なお、申請書の有効期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2箇年となっており、追加審査はしておりませんので、ご了承下さい。

申 請 の 手 続 き

1. 申請のできる者

測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格審査を申請できる者は、次の①～⑦のいずれにも該当しない者でなければなりません。

- ①測量法第55条第1項、建設コンサルタント登録規程第2条第1項、地質調査業者登録規程第2条第1項、建築士法第23条第1項、補償コンサルタント登録規程第2条第1項、不動産の鑑定評価に関する法律第22条、土地家屋調査士法第6条、計量法第107条による登録等、法律上必要とする登録を受けていない者
- ②成年被後見人、被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出するときに、消費税又は地方消費税等を滞納している者
- ④申請日の属する営業年度の直前2年間に測量等業務の営業実績のない者
- ⑤資格審査申請書を提出するときまでに、町が発注した測量・建設コンサルタント等に関係する債務を履行していない者
- ⑥資格申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- ⑦笠置町暴力団排除条例（平成23年条例第7号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当する者

2. 受付期間

平成31年 2月12日(火) から平成31年 3月15日(金) まで(必着)

- ・ 郵送により提出して下さい。
- ・ 受理書が必要な場合は、受理書(指定様式)と定形封筒(返信先の住所及び氏名を記入のうえ)に82円切手を貼付けしたものを同封して下さい。
- ・ 持参による提出も可としますが、受理書は即日交付致しません(ただし、町内業者は除く)ので、郵送での提出にご協力下さい。
- ・ 持参の場合は、受付期間中の土曜日・日曜日・祝日を除く、平日 9:00~12:00、13:00~17:00 までにお越しください。
- ・ 申請書類を郵送後、10日を過ぎても受理書の返送及び不受理の連絡が無い場合は下記の問合せ先にお問い合わせ下さい。なお、土日祝日に到着した場合は、受付に時間を要しますので、ご了承下さい。

3. 提出先及び問い合わせ先

〒619-1393 (個別郵便番号につき住所の記載は必要ありません。)

京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地の 1 (〒619-1303)

笠置町役場 建設産業課 宛 (余白部に「資格審査申請書在中」等を記入下さい)

TEL: 0743-95-2301 (内線 23)

4. 提出方法等

〃郵送〃 (ただし、町内業者を除く)

※受付期間を過ぎている場合は、不受理といたします。

書式はA4サイズ左綴じ(2箇所ホッチキス止め又は書類が厚い場合はひも綴じ)

〃1部〃提出して下さい(紙ファイル等のファイル綴じは不要です)

5. 提出書類の様式

笠置町指定様式

※笠置町ホームページからダウンロードして下さい。

<http://www.town.kasagi.lg.jp/>

6. 提出書類

No.2 からNo.11 までを順番に綴じ込んで下さい。なお、No.1 及びNo.12 は、綴じ込まないで下さい。提出書類の不備の場合は、受付いたしませんので、必ず全ての書類を揃えてから申請して下さい。

No.	提出書類	様式等	説明
1	業者登録カード		必ず提出して下さい。 綴じ込み不要です。
2	一般競争（指名競争） 参加資格審査申請書	様式 1	全ての項目を記入し、代表者印を押印して下さい。
3	登録事業及び実績高調書等	様式 2	営業に関し、法律上必要とする許可に関する内容を記入して下さい。 ※登録等に係る証明書類を添付して下さい
4	営業所一覧表	様式 3	本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所等を記入下さい。
5	測量業務等実績調書	様式 4	直前2年間の主な業務について記入して下さい。 ※京都府内分を除く必要はありません。
6	技術者経歴書	様式 5	名簿には経歴、資格等を記入して下さい。
7	測量業務等実績調書 （京都府内分）	様式 4-1	直前2年間の京都府及び京都府内の市町村等より直接契約（下請含む）して委託された全ての測量等業務について内容を記入して下さい。 実績がない場合は、委託実績なしとして、必ず提出して下さい。
8	使用印鑑届	様式 6	入札及び契約に使用する印鑑 （印鑑証明書は不要）
9	「法人税」又は「申告 所得税」及び「消費税 及び地方消費税」等の 納税証明書 （申告先の税務署） ※町外業者	写し可	発行後3か月以内のもの。 法人及び個人とも次のいずれかの様式の証明書を提出して下さい。なお、免税業者の方も次の様式の納税証明書は発行されますので提出して下さい。 法人：様式 3 又は 様式「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税の証明） 個人：様式 3 又は 様式「その3の2」（申告所得税と消費税及び地方消費税の証明）

	町税納税証明書 (最新年度) ※町内業者	写し可	町内に本店、支店又は営業所等がある場合は、町税等（法人町民税、町府民税、固定資産税、国民健康保険、軽自動車税）の納税証明書を添付して下さい。（申請日の属する年度分の証明書）
10	商業登記簿謄本等	写し可	法人：登記事項証明書等 個人：代表者の身分証明書（本籍地の市区町村で証明を受けて下さい）
11	年間委任状	様式7	入札・契約の締結等の権限を資格審査申請者から支店長等に委任したい場合は提出して下さい。
12	入札参加資格申請受理書		綴じ込み不要です。
	返信用封筒		受理書が必要な場合は、住所・氏名を記入のうえ、切手を貼付けて同封して下さい。

7. 申請書等記入時の注意事項等

1. 業者登録カード（町様式）

笠置町指定様式を使用し、「2. 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書（様式1）」と同様に記入して下さい。

・登録部門及び希望業務

入札に参加希望する業種に○印、登録区分には参加希望の有無に問わず、登録を受けている業務に○印を記入して下さい。

・指定様式となっていますので、必ず提出して下さい。

・本様式は、綴じ込まないで下さい。

2. 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（様式1）

笠置町指定様式を使用して下さい。

・代表者氏名及び役職

代表者氏名の記入及び代表者の登録印を押印して下さい。

個人又は役職名のない場合は、代表者と記入して下さい。

・住所又は所在地

本社の所在地を記入して下さい。

・電話/Fax 番号（支店・営業所の電話番号も同様）

市外局番、局番、番号をハイフンで区切って左詰めで記入して下さい。

・受任者については、契約の締結等の権限を、一般競争等入札参加資格審査申請者から支店長等に委任したい場合のみ記入して下さい。（併せて年間委任状を提出して下さい。）

・登録部門

次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載して下さい。

なお、記載する場合には、「3. 登録事業及び実績高調書等」の後に、添付書類として該当する登録証明書等（写しでも可）を添付して下さい。

- ①測量業者 …測量法（昭和24年法律第188号）55条による登録を受けている場合。
- ②建築士事務所 …建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。
- ③建設コンサルタント…建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。
- ④地質調査業者 …地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。
- ⑤補償コンサルタント…補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合。
- ⑥不動産鑑定業者 …不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。
- ⑦土地家屋調査士 …土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
- ⑧司法書士 …司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合。
- ⑨計量証明事業者 …計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。
- ⑩空白の欄 …その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載する。

3. 登録事業及び実績高調書等（様式2）

笠置町指定様式を使用して下さい。

- ・登録を受けている事業

「2. 申請書」の登録部門同様。

- ・測量等実績

「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」及び「直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、「競争参加資格希望業種区分」の各業種のうち、希望する業種についてのみ記載する。

測量等実績高のうち、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載し、実績がない業種を希望する場合には「0」を記載する。

直前2年度分決算の欄には、次の金額を参考に記入する。

- ①普通法人 …決算報告書の損益計算書の「売上」金額。
- ②一般社団法人等 …収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額。
- ③個人（青色申告）…確定申告控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」。
- ④個人（白色申告）…確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額。
- ⑤組合等 …決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額。

※各売上・収入等実績は当該事業にかかるもののみを記入する（建設業、物品製造業及び役務等の実績は含めないで、合計は損益計算書の総売上高と必ずしも一致しない場合もあります）。直前1年度分決算の前の1年間の決算を記入する。消費税を含まない額を記入する。千円未満は四捨五入する。

・有資格者数及び技術士

申請しようとする日の直前の営業年度の終了日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している各有資格者数を記入する。

1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上すること（技術士、RCCM、APECエンジニア、地質調査技士及び補償業務管理士について、1人で複数部門の資格を有している場合を含む）。さらに、技術士において同一部門において選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して記載すること。

ただし、1人で同一種類である「一・二級」、「士、士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上する。

一級建築士の免許を受けている者が、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者である場合は、一級建築士欄にはカウントしない。構造設計、設備設計両方交付されている者は、それぞれ重複して記載すること。

記載できるのは、技術者経歴書等において確認できる範囲に限ります。

申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあるので、注意すること。

「公共用地経験者」欄には、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者の数を記入する。

記載以外の資格の場合は、空欄に資格名等を記入して下さい。

記入した登録部門の該当する登録証明書等の写しを添付して下さい。

4. 営業所一覧表（様式3）

笠置町指定様式を使用して下さい。

・名称

本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所等を記入して下さい。

・記入しきれない場合は、コピー等のうえ、同様式にて記入する。

・年間委任先として届出る事務所が有る場合は、アンダーラインを入れる等分かり易く記入して下さい。

5. 測量等実績調書（様式4）

笠置町指定様式を使用して下さい。

様式の下欄の記入方法を参考に業種区別に直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な完成（未完成）業務について記入して下さい。

ただし、他の発注機関等に提出している調書の写しでも構いません。

6. 技術者経歴書（様式5）

笠置町指定様式を使用して下さい。

様式の下欄の記入方法を参考に記入して下さい。

業種区分（「測量」、「建築関係建設コンサルタント」、「土木関係建設コンサルタント」、「地質調査」、「補償関係コンサルタント業務」）ごとに作成し、業種区分欄に記入する。

なお、技術士【上下水道部門】、【衛生工学部門】、二級土木施工管理技士、不動産鑑定士補、公共用地経験者は業種区分「その他」として記入すること。

営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて記載し当該営業所名を記載する。

法令による資格等…業務に関し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載する。

名簿の写しを提出していただくか、町様式にて提出して下さい。なお、必要な事項が記載されていれば、他の発注機関へ提出する様式も可とします。

7. 測量等実績調書（京都府内分）（様式4-1）

笠置町指定様式を使用して下さい。

様式の下欄の記入方法を参考に業種区分別に直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な完成（未完成）業務について記入して下さい。

8. 使用印鑑届（様式6）

笠置町指定様式を使用して下さい。

入札及び契約の締結等に使用する印鑑を押印して下さい。なお、印鑑証明書の添付は必要ありません。

9. 申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

○町外業者

- ・法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付は、申告している税務署で受けて下さい。
- ・申請用紙は、①書式「その3」（未納税額のない証明）、②書式「その3の2」（申告所得税と消費税及び地方消費税の証明）又は③書式「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税の証明）を税務署で入手して下さい。
- ・発行後3か月以内の原本又は、原本の写しを提出して下さい。（文字及び印影の鮮明なもの。）

○町内業者

- ・町内業者（法人にあっては笠置町内に主たる営業所（本店又は支店）を有する業者で本店代表者個人分と支店長等個人分、個人にあっては笠置町内に主たる営業拠点を有する業者、以下同じ）の方は、笠置町役場税住民課で納税証明書の交付を受けて下さい。

町税等とは、法人町民税、町府民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税で、最新年度分（証明書の交付申請日までの納期分）とします。交付を受ける際に

は、本人確認ができるもの（運転免許証等）及び交付手数料を持参して下さい。

- ・納税証明書は、発行後3か月以内の原本又は、原本の写しを提出して下さい。（文字及び印影の鮮明なもの。）
- ・納税証明書の請求者が納税義務者（法人の場合は代表者）でない場合は、納税義務者の委任状を必ず窓口を持参して証明を受けて下さい。

10. 商業登記簿謄本等

発行後3か月以内の履歴事項全部証明書の原本又は、原本の写しを提出して下さい。個人の場合は、身分証明書（本籍地の市町村で発行）の原本又は、原本の写しを提出して下さい。

11. 年間委任状（様式7）

笠置町指定様式を使用して下さい。

- ・年間にわたって支社・支店等に入札契約等に関する権限を委任する場合は提出して下さい。
- ・受任者は当該支社・支店等の代表者として、委任者、受任者ともに押印して下さい。
- ・委任期間は、平成31年4月1日～平成33年3月31日までとして下さい。

12. 入札参加資格申請受理書（町様式）

笠置町指定様式を使用して下さい。

- ・受理書を必要な場合は、資格審査申請書類の記載内容に不備や誤記等がなく、かつ、期日までに届いた申請書については受理書を交付しますので、資格審査申請者の「商号又は名称」及び「代表者氏名」を記入し、綴じ込まないで提出して下さい。なお、年間委任状を提出された場合でも、「商号又は名称」及び「代表者氏名」は受任者名では記入しないで下さい。

※ 申請後の注意事項

1. 参加資格の有効期間

一般競争等入札参加資格の有効期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までです。

3. 申請書記載事項の変更

一般競争（指名競争）入札参加資格を持つ者で、次の事項に変更があった場合は、速やかに笠置町 建設産業課へ「建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出して下さい。

変更事項	届出	添付書類	
		個人	法人
商号又は名称 主たる営業所の 所在地	必要		履歴事項全部証明書（写し） 年間委任状 （年間委任状提出者のみ）
法人の資本金額 出資総額	不要		
代表者	必要		履歴事項全部証明書（写し） 年間委任状 （年間委任状提出者のみ）
代表者登録印 又は使用印鑑	必要		年間委任状 （年間委任状提出者のみ）
登録部門許可番号、許可年月日 許可業種	必要	許可通知書（写し） 又は許可証明書	許可通知書（写し） 又は許可証明書
支店・営業所等の所在地、名称 受任者の職氏名 （年間委任状提出者のみ）	必要		年間委任状
電話番号又は FAX番号	必要		